

諮問番号：令和5年度諮問第15号

答申番号：令和6年度答申第4号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである、との審査庁の意見は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、有効期間を「令和4年11月1日から令和5年10月31日」と、疾病名を「」と、階層区分を「Ⅱ」（自己負担上限月額「2,500円」）とする特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けていたところ、令和5年6月14日、処分庁に対し、「神戸市 特定医療費（指定難病）支給認定申請書（更新）」（以下「本件申請書」という。）により、特定医療費（指定難病）の支給認定の更新に係る申請（以下「本件申請」という。）をした。
- 2 処分庁は、審査請求人の特定医療費（指定難病）の支給認定の更新を決定し、審査請求人に対し、令和5年10月2日付け神第号特定医療費（指定難病）支給認定通知書（以下「本件通知書」という。）とともに、有効期間を「令和5年11月1日から令和6年10月31日」と、疾病名を「」と、階層区分を「Ⅲ」（自己負担上限月額「5,000円」）とする特定医療費（指定難病）受給者証を交付した（以下「本件処分」という。）。
- 3 審査請求人は、令和5年11月9日、本件処分を取り消す、との裁決を求めて審査請求をした。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

月額が多すぎるから。

2 処分庁の見解

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する指定難病の診断に関する客観的な指標による一定の基準及び法第7条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度の具体的な運用基準として、「指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について」（平成26年11月12日付け健発1112第1号厚生労働省健康局長通知）が示されている。[]については、当該局長通知の別添「診断基準及び重症度分類等」の[]において、その診断基準及び重症度分類（以下「本件診断基準等」という。）が示されている。

審査請求人が本件申請時に提出した臨床調査個人票（[]）の記載内容について、本件診断基準等に基づき審査を行った結果、審査基準を満たしていた。

月額上限負担区分の判定について、神戸市特定医療費支給認定実施要綱（以下「本件実施要綱」という。）「第4 支給認定の要件等」の「1 所得区分」及び「2 各所得区分の所得の内容等」に記載があるが、本件申請書1頁の項目1の②の記載によると、難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成26号年政令第358号。以下「法施行令」という。）第1条に規定する支給認定を受けた指定難病患者及びその患者と生計を同じくする一定の者（以下「支給認定基準世帯員」という。）である審査請求人本人について、令和5年度市県民税情報を確認したところ、市民税非課税であること及び803,295円の給与所得があること、その他、神戸市[]区保健福祉部保健福祉課において、審査請求人が障害基礎年金を受給していることを確認している。加えて、本件申請書3頁

の項目6「収入に関する申し立て」においても、「受給者本人の令和4年1～12月の収入（※）が80万円以下のため、自己負担上限額2,500円（低所得1）の認定を希望します」との申し立てに関して記載がない。

なお、生活保護受給者及び境界層該当認定者である場合は、生活保護適用証明書及び境界層該当証明書の提出を求めているが、提出はなく、生活保護者及び境界層該当認定者ではないとして判定を行った。

以上により、本件実施要綱「第4 支給認定の要件等」の「2 各所得区分の所得の内容等」の項目(1)及び(2)には該当せず、(3)（施行令第1条4号イ）に該当するため、本件実施要綱「第4 支給認定の要件等」の「1 所得区分」の項目(1)③で規定する月額上限負担区分を5,000円とした支給認定処分を行った。

本件処分は適用かつ妥当である。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 争点

審査請求人は、令和5年11月9日付け審査請求書の「審査請求の趣旨」欄で「本件処分を取り消す、との裁決を求める。」旨の記載を選択しているものの、「審査請求の理由」欄では、「月額が多すぎるから。」と記載している。これらの記載からすると、審査請求人の求める内容は、本件処分のうち、審査請求人の指定難病の患者が負担する月額医療費の上限額（以下「負担上限月額」という。）を5,000円とした部分について、その額の引き下げを求めるものと解され、負担上限月額以外については不服がないと解される。

よって、以下、処分庁が、本件処分において審査請求人の負担上限月額を5,000円とした部分に違法又は不当な点があったか否かについて検討

する。

3 難病特定医療費助成制度について

(1) 特定医療費の支給について

ア 法第5条第1項は、都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市においては、指定都市）は、支給認定（法第7条第1項に規定するもの）を受けた指定難病の患者が、支給認定の有効期間内において、都道府県知事が指定する医療機関から指定難病に係る医療（以下「指定特定医療」という。）を受けたときは、当該支給認定を受けた指定難病の患者に対し、当該指定特定医療に要した費用について、特定医療費を支給する旨を定めている。

イ また、法第5条第2項第1号は、特定医療費の額は、一月につき、同一の月に受けた指定特定医療につき、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、当該支給認定を受けた指定難病の患者の家計の負担能力等の事情をしん酌して、政令で定める額を控除して得た額と規定している。すなわち、上記政令で定める額は、負担上限月額となる。

ウ 負担上限月額を定める法施行令第1条は、支給認定基準世帯員の所得や市町村民税の額、高額な治療を長期間にわたり継続しなければならぬか否か、人工呼吸器の装着の有無、生活保護受給の有無等に応じて区分をし、30,000円、20,000円、10,000円、5,000円、2,500円、1,000円又は0のいずれかとする旨定めている。

エ 特定医療費の支給認定の申請について、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第12条は、所定の事項を記載した申請書に、指定医の診断書、負担上限月額の算定に必要な事項に関する書類等を添付するものと定めている。

(2) 本件実施要綱

処分庁は、特定医療費の支給認定の事務手続及び運営等については、

「特定医療費の支給認定について（通知）」（平成26年12月3日付け健発1203第1号厚生労働省健康局長通知。以下「本件局長通知」という。）を参考として、本件実施要綱を作成している。本件実施要綱の「第4 支給認定の要件等」は、法施行令第1条第1項の各号が定める各区分について、「①生活保護」、「②低所得Ⅰ」、「③低所得Ⅱ」、「④一般所得Ⅰ」、「⑤一般所得Ⅱ」、「⑥上位所得」等の名称を付し、それら区分の所得内容等について、法施行令第1条第1項の定めに従って定めている。

4 本件処分について

本件申請書及び添付書類によれば、①審査請求人には、家族がおらず、同人のほか支給認定基準世帯員がいないこと、②審査請求人の令和5年度（令和4年分所得）の市民税・県民税（所得・非課税）証明書によれば、市民税・県民税が非課税であり、合計所得金額は803,295円であることが確認された。また、審査請求人については、人工呼吸器等装着や生活保護受給の事実は認められない。

以上によれば、審査請求人は、法施行令第1条第1項第5号、同6号及び同7号には該当せず、法施行令第1条第1項第4号のイに該当する者と認められる（本件実施要綱「第4 支給認定の要件等」の第1項(1)が定める所得区分の「①生活保護」及び「②低所得Ⅰ」に該当せず、「③低所得Ⅱ」に該当すると認められる。）。よって、審査請求人の負担上限月額は、5,000円となる。

第5 調査審議の経過

令和6年4月18日 第1回審議

令和6年5月31日 第2回審議

第6 審査会の判断

1 処分庁が適用した規範等

第4-3記載のとおりであるから、これを引用する。

2 本件実施要綱の合理性及び適切性

本件局長通知は、厚生労働省が、法の目的及び理念に則り、専門的知識や長年にわたり蓄積されてきた経験に基づき作成したものであるところ、本件実施要綱は本件局長通知を参考とし、法施行令の規定に則って作成されたものであるため、その内容面において、特段、不合理又は不適切な点は見当たらない。また、審査請求人からも、本件審査請求手続の中で、本件実施要綱の内容の不合理性又は不適切性について具体的な主張がなされているわけではない。そうである以上、本件実施要綱の内容は不合理又は不適切とはいえず、特段の事情がなければ、これに従って判断することが相当である。

3 本件処分の適法性等

以上を踏まえて、当審査会としても、本件処分における審査請求人の特定医療費の支給決定内容について、審査請求人は、法施行令第1条第1項第5号、同6号及び同7号には該当せず、法施行令第1条第1項第4号のイに該当する者と認められ、負担上限月額は、5,000円と決定するのが相当である（本件実施要綱「第4 支給認定の要件等」の第1項(1)が定める所得区分の「①生活保護」及び「②低所得Ⅰ」に該当せず、「③低所得Ⅱ」に該当すると認められる。）、と判断した。理由については、第4-4記載の審理員の意見と同旨であるから、これを引用する。

4 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

5 結論

よって、本件処分は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会 長 水 谷 恭 子

委員 興津 征雄

委員 大原 雅之

委員 西上 治